

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和5年8月2日

水曜日

第5115号

## 目次

### 公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定	1
○農地を利用する権利の設定の裁定申請	2

## 公 告

### 農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年8月2日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
中新川郡立山町米道 221番1	田	2,929㎡
中新川郡立山町米道 243番1	田	2,888㎡
中新川郡立山町米道 244番1	田	2,967㎡
中新川郡立山町米道 360番1	田	713㎡

#### 2 農地を利用する権利の内容等

地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
米道221番1 米道243番1 米道244番1	利用権	令和6年3月31日	3年	47,430円
米道360番1	利用権	令和5年9月30日	5年6月	16,254円

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 横田 美香  
富山市舟橋北町4番19号
- 4 農地の所有者等の情報  
登記名義人 稲川 和子
- 5 補償金の支払の方法  
当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局に供託する。
- 6 補償金の還付について  
農地の所有者等は富山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

### 農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年8月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
魚津市大沢1413番	田	567㎡

- 2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金

の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年11月30日	4年7月	4,352円

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

### (1) 提出期限

令和5年8月16日

### (2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階  
富山県農林水産部農業経営課  
(電話 076-444-3269)

### (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

## 6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

